

### 第36回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和2年5月26日（火） 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所2階 防災集会室

#### 会議に附した議案題目

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第2  |        | 会期の決定について                                 |
| 日程第3  | 報第70号  | 農地所有適格法人の報告等について                          |
| 日程第4  | 報第71号  | 農地法の規定に基づく許可処分の取り下げについて                   |
| 日程第5  | 報第72号  | 農地法の規定に基づく許可処分の取り消しについて                   |
| 日程第6  | 議第272号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第7  | 議第273号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第8  | 議第274号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第9  | 議第275号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する県について           |
| 日程第10 | 議第276号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |
| 日程第11 | 議第277号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について                |
| 日程第12 | 議第278号 | 農用地利用配分計画（案）について                          |
| 日程第13 | 議第279号 | 農地所有適格法人の適格者証明について                        |

○本日会議に出席した委員（議席順）

谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、増田 勝、森山 護、伊藤善明、下田初秋、道上 修、中田一彦、洞谷由次

○本日会議に欠席した委員

村上真由美、黒木甚右エ門、清水直喜、杉本彰信、田口康慈

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、農地主事：林義一、

書記：木戸脇良昭、尾形博司

飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、農地相談員：森本和彦

|                  |  |
|------------------|--|
| 職<br>務<br>代<br>理 | <p>ただいまより第36回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、村上委員、黒木委員、清水委員、杉本委員、田口委員、より欠席連絡がありました。尚、本日の出席委員は、19名中14名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>  |
| 会<br>長           | <p>ご苦勞様でございます。</p> <p>午前中に中田委員と話をしましたが、代掻きが昨日終了したとの事で、自分もようやく昨日終わりトラクターを洗って片付けることができました。しかし、市内にはまだ終わっていない水田もところどころあるようで、田植えが全て終了するのは6月中旬頃でないかと思っています。このような状況で、米の値段が今後どうなるかと心配されますが、一生懸命取り組まねばならないと思います。</p> <p>また、今年は天気が良く5月8日に田植えした「ひだほまれ」はもう20センチ以上に伸び、生育は順調に育っています。</p> <p>この農業委員会も、現在のメンバーで行うのは今日と来月を残すのみとなりました。</p> <p>本日も、日程に従いスムーズな審議進行をお願いしまして挨拶いたします。</p> |
| 職<br>務<br>代<br>理 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p>  |

会長が議長を務め進行いただきます。

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。  
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 5番 山下委員と、7番 加藤委員を指名しますので  
お願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。  
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第70号 農地所有適格法人の報告等について を  
議題とします。

事務局の説明をお願いします。

林農地主 事 今回は54法人のうち6法人についての報告となります。  
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、  
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受  
けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有  
無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、6件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第71号 [農地法の規定に基づく許可  
処分の取下げについて](#) を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸脇  
書記

今回は、1件の報告です。  
(取下げる許可の種類と時期、取下げ理由を説明)  
以上 1件の報告をさせていただきます。

議長

報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 報第72号 農地法の規定に基づく許可  
処分の取消しについて を議題とします。  
事務局の説明をお願いします

木戸脇  
書記

取消し案件も今回、1件の報告です。  
(取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)  
以上 1件の報告をさせていただきます。

議長

報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第6 議第272号 農地法第3条の規定による  
権利移動の許可について を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

木戸脇  
書記

本日は、4件の上程です。  
本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。  
(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)  
(その他の説明)  
3番案件については、今年の2月に上程許可された地役権設定の追加案件です。  
以上、4件 田畑8筆で計 2,458 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第7 議第273号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇 記 今回は、10件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

(その他の説明)

2.5.6.7.8 番案件については、平成31年度の農振整備計画による除外申請案件です。

以上、10件 田畑13筆で 計2,411㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第274号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について

を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

木戸 脇 書 記  
本日は16件の上程です。  
当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

6.11 番案件については、平成31年度の農振整備計画による用途変更申請案件、1.6.7.8.12.13 番案件については大規模案件としてまちづくり条例の手続きが必要となります。

以上 16件 田畑 49筆 18,186.22 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議 長  
ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長  
異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

議 長  
続きまして、日程第9 議第275号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇 書 記  
今回は、1件の上程です。  
(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)  
以上1件について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第10 議第276号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は5件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化8条第3項による要件に該当しております。

(各案件について認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明)

以上、田畑28筆 24,901㎡についてご審議をお願いいたします

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認とします。

続きまして、日程第11 議第277号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は3件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑4筆 4,458㎡について、いずれも新規10年の賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いいたします。

議長 だいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。

続きまして、日程第 12 議第 278 号 農用地利用配分計画（案）について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は 4 件についての上程です。

（各案件について認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明）

以上、田畑 4 筆についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）については、承認とします。

続きまして、日程第 13 議第 279 号農地所有適格法人の適格者証明について を議題とします。

事務局の説明を願います

林農地主 今回は、1 件の上程です。

農地法第 2 条の規定により、農地所有適格法人の判断基準があり、4 つの要件をすべて備えた時点で農地所有適格法人となります。農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得することのできる法人で、①法人形態要件、②事業要件、③構成員要件、④役員要件のすべてを満たす法人。なお、農業生産法人以外の法人について



は貸借方式で権利を取得することができます。

(適格説明書が提出された年月)

- ① 法人形態要件の判断基準として法人形態を**定款**で確認したこと
- ② 事業要件の判断基準（売上げの過半が農業部門）について、**事業計画書**により確認した農業部門の業務内容と全体に占める割合
- ③ 構成員要件（構成員は農地等を提供した個人、農業に年間 150 日以上農業従事する者、地方公共団体、農業協同組合などに限る）について、構成員の内訳と人数、事業計画の従事日数で予定しているその年間従事日数
- ④ 役員要件（役員の過半は当該法人の農業の常時従事者であり、かつ、その過半が農作業に 60 日以上従事する）について、役員の数、**事業目論見書**で確認した役員の農業従事日数

農地所有適格法人となる目的、今後の拡大予定面積とその作物名を説明)

以上、1 件のご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地所有適格法人の適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定します。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長

それではこれをもちまして、第 36 回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 2 時 20 分 終了

\_\_\_\_\_

---

---

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

---

山下 義隆 委員

---

加藤 正雄 委員

---